

一般会員に関する規程

令和 8 年 7 月 22 日 理事会決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人学習分析学会定款第 6 条第 2 号、第 7 条第 5 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき、一般会員に関し必要な事項を定める。

(種別)

第 2 条 一般会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会する個人
- (2) 学生会員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会する個人（ただし、常勤の職務に就いている者を除く。）
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する団体又は法人

(入会手続)

- 第 3 条 個人会員及び学生会員として入会しようとする者は、事務局に申し込むものとする。
- 2 賛助会員として入会しようとする団体又は法人は、事務局に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前各項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第 4 条 一般会員の会費は、次のとおりとする。

種別	入会金	年会費	備考
個人会員	なし	5, 0 0 0 円	
学生会員	なし	2, 0 0 0 円	
賛助会員	なし	5 0, 0 0 0 円	一口以上

- 2 会費は、毎年度の初めに当該年度分を納入するものとする。
- 3 既に納入した会費は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 4 会費の額は、理事会の議決により変更することができる。

(学生会員の資格確認)

第 5 条 学生会員は、入会時及び理事長が必要と認めた場合に、在学証明書その他学生であることを証する書類を提出しなければならない。

- 2 学生会員が学生の身分を失ったときは、個人会員に種別を変更するものとする。

(会員の権利)

第6条 一般会員は、次の権利を有する。ただし、総会における議決権は有しない。

- (1) この法人が主催する研究集会、セミナー等の事業に参加すること。
- (2) この法人が発行する学術雑誌、書籍その他の刊行物の配布を受けること。
- (3) この法人のホームページ等を通じて提供される情報を利用すること。
- (4) その他理事会が定める事業に参加すること。

(届出事項の変更)

第7条 一般会員は、氏名、住所、連絡先その他の届出事項に変更があったときは、速やかに事務局に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第8条 一般会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 定款第9条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 理事会が別に定める事由に該当したとき。

(種別の変更)

第9条 一般会員が種別の変更を希望するときは、理事長が別に定める届出書を事務局に提出するものとする。

2 種別の変更に伴う会費の差額の取扱いについては、理事会が別に定める。

(正会員への入会)

第10条 一般会員が正会員として入会を希望する場合は、定款第7条の規定に基づき、別途正会員としての入会手続を行うものとする。

2 正会員としての資格を取得した場合であっても、一般会員としての資格を併有することができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は、令和8年7月22日から施行する。

2 この規程の施行の際、定款の経過措置により一般会員の資格を有するものとされた者は、この規程の定めるところにより、次のとおり種別を決定する。

- (1) 旧賛助会員（個人）であった者は、個人会員とする。
- (2) 旧賛助会員（団体）であった者は、賛助会員とする。

(3) 旧正会員（団体）であった者は、賛助会員とする。